

神奈川県中小企業活性化推進条例の概要

1 制定理由

本県の中小企業は、事業所数では県内事業所の9割以上を、従業者数では7割以上を占め、ものづくりや、商品・サービスの提供などを通じ地域経済の発展、雇用の確保に大きく貢献し、地域の活性化に寄与してきた存在である。

本県は、中小企業や大企業、また、企業の研究機関、大学などの豊富な集積地であり、高い技術力や競争力を持った中小企業と大企業などとの連携が、高付加価値型の産業を実現する基盤、原動力となっている。

しかし、中小企業は、大企業に比べ「人」「もの」「資金」など経営資源が十分でなく、昨今の中小企業を取り巻く厳しい経営環境や急速な環境変化に対する対応に苦慮している状況にある。

中小企業が地域で元気に生き生きと活動することが、本県の発展に不可欠であるため、中小企業の活性化を県政の重要な課題とし、本県の中小企業の振興に関する基本的な考え方等を明らかにした、中小企業の活性化に関する条例を制定し、中小企業の活性化を強力に推進し、地域経済の活性化を進める必要がある。

2 主な内容

(1) 目的

中小企業の振興に関して、基本理念を定め、県、中小企業者等の責務を明らかにするとともに、中小企業の振興に関する施策の基本となる事項を定め、中小企業の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図ることにより、中小企業の活性化を推進し、県経済の発展及び県民生活の向上に寄与することを目的とする。

(2) 定義

中小企業者等の定義について規定する。

(3) 基本理念

中小企業が県経済を支える重要な存在であることにかんがみ、中小企業の振興は、次に掲げる事項を基本理念として行わなければならない。

ア 中小企業者の経営の改善、向上に対する自主的な取組が促進されること。

イ 中小企業者の経済的社会的環境の変化への適応の円滑化が図られること。

ウ 地域社会の発展、環境との調和に向けた自主的な貢献(いわゆるCSR)が促進されること。

エ 仕事と生活の調和に向けた自主的な取組(いわゆるワークライフバランス)が促進されること。

オ 県、国、市町村、中小企業者、中小企業団体等が連携、協働して推進されること。

カ 本県の多様な特色を生かして活力と魅力ある産業の実現を図ることを旨として推進されること。

キ 小規模企業者に配慮するなど経営規模を勘案して推進されること。

(4) 県の責務

ア 中小企業の振興に関する施策を総合的に策定し、実施する責務を有する。

イ 中小企業者の地域社会の発展及び環境との調和に向けた自主的な貢献並びに仕事と生活の調和に向けた自主的な取組を促進するために、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

ウ 中小企業の振興に関する施策を、国、市町村、中小企業団体、大企業者等と協力し、効果的に実施するよう努めるものとする。

(5) 中小企業者の責務

地域社会への影響及び環境との調和に配慮しつつ、自主的にその経営の改善及び向上を図るよう努めるものとする。

- (6) 中小企業団体の責務
中小企業の経営の改善及び向上に積極的に取り組むとともに県が実施する中小企業の振興に関する施策に協力するよう努めるものとする。
- (7) 大企業者の責務
中小企業の振興が、中小企業者のみならず大企業者にも影響を及ぼすものであることについて理解を深め、県が実施する中小企業の振興に関する施策に協力するよう努めるものとする。
- (8) 大学等の責務
研究開発の成果の普及及び人材の育成を通じて、県が実施する中小企業の振興に関する施策に協力するよう努めるものとする。
- (9) 県民の責務
中小企業の振興が県経済の健全な発展及び県民生活の向上に寄与することについての関心と理解を深めるとともに、県が実施する中小企業の振興に関する施策に協力するよう努めるものとする。
- (10) 市町村に対する支援
県は市町村が行う中小企業の振興に関する施策に対し、情報の提供その他の必要な支援を行うよう努めるものとする。
- (11) 基本的施策
県は、基本理念に基づき、次の施策を実施するものとする。
- ア 中小企業の経営の安定、経営基盤の強化の促進
 - イ 創業の促進、起業に関する意識の啓発、経営革新の促進
 - ウ 産業の集積、外国との経済交流の促進、中小企業者・大企業者・大学等の連携の強化の促進
 - エ 商業、観光等地域に根ざした産業の振興による地域の活性化の促進
 - オ 就業に関する意識の啓発、中小企業の人材の確保、定着、育成
- (12) 中小企業活性化推進計画
- ア 知事は、中小企業の振興に関する基本的な計画（中小企業活性化推進計画）を定めなければならない。
 - イ 内容
 - ・ 中小企業の振興に関する総合的かつ長期的な目標及び施策の方向
 - ・ 中小企業の振興に関する施策の推進を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
 - ウ 中小企業活性化推進計画の策定又は変更にあたっては、県民、中小企業者その他の関係者の意見を聴くための措置を講ずるものとする。
 - エ 中小企業活性化推進計画の策定又は変更にあたっては、神奈川県中小企業活性化推進審議会の意見を聴かねばならない。
 - オ 中小企業活性化推進計画を策定又は変更したときは、遅滞なく公表するものとする。
- (13) 施策の検証
知事は、中小企業の振興に関する施策の実施状況を検証するとともに、その結果を施策に適切に反映させるよう努めるものとする。
- (14) 調査研究
県は、中小企業振興の施策に関する施策の効果的な実施を図るために必要な調査研究を行うものとする。
- (15) 実施状況の公表
知事は、毎年度、中小企業振興の施策に関する施策の実施状況について、公表するものとする。
- (16) 中小企業者等の意見の反映
県は、中小企業の振興に関する施策に、中小企業等の意見を反映することができるように必要な措置を講ずるものとする。

(17) 神奈川県中小企業活性化推進月間

ア 県は、市町村、中小企業者等との連携による中小企業の振興を図るため、神奈川県中小企業活性化推進月間を設ける。

イ 神奈川県中小企業活性化推進月間は、2月とする。

ウ 県は、神奈川県中小企業活性化推進月間には、その趣旨にふさわしい活動を実施するものとする。

(18) 財政上の措置

県は、中小企業の振興に関する施策を推進するために必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

3 施行日

平成21年4月1日

